

2018年度事業報告書

2018年4月1日～2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2018年度は、消費者裁判手続特例法第1号の訴訟となる東京医科大学を被告とする共通義務確認訴訟を提起しました。その他、被害回復関係業務としては、裁判外の申入れ・要請等を3件行い1件で解決をはかることができました。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。差止請求訴訟を1件提起し、係争中です。新たな裁判外の申入れは10件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善結果または中間経過について13件を公表しました。設立以来の累計では、107件では正をはかることができました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 4 3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,743 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1検討チーム) 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5 (第2検討チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 9 9 10 9 10 9 8 9 10 9 9 9 11 11 11 10 11 11 11 11	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(AV 出演 強要事案) 4/2 5/8 6/14 8/30 10/1 10/25 12/4	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	5 6 6 6 6 6 6	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
	(建築請 負) 4/9 5/22 6/26 8/9 9/26 10/23 1/7 3/7		5 5 5 5 5 4 5 5	
	(保険・医 大) 9/5 10/15 11/21		9 9 10	
	(通販定期 購入) 4/11 5/10 6/20 8/20 9/13 10/30 12/5 1/23 3/1		8 9 9 8 9 9 9 9 9	
	(不動産賃 貸借) 4/17 5/23 6/28 8/7 9/18 10/10 11/8 12/14 1/21 2/22		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	

	被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
(2) 差止請求 関係業務を実施する事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 4 3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,723 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1 検討 チーム) 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 9 9 10 9 10 9 8 9 10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		(第2 検討 チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25		9 9 9 11 11 11 10 11 11 11 11		
	分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表	(AV 出演 強要事案) 4/2 5/8 6/14 8/30 10/1 10/25 12/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 6 6 6 6 6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

内容等を検討した。	(建築請負) 4/9 5/22 6/26 8/9 9/26 10/23 1/7 3/7		5 5 5 5 5 4 5 5	
	(保険・医大) 9/5 10/15 11/21		9 9 10	
	(通販定期購入) 4/11 5/10 6/20 8/20 9/13 10/30 12/5 1/23 3/1		8 9 9 8 9 9 9 9 9	
	(不動産賃貸借) 4/17 5/23 6/28 8/7 9/18 10/10 11/8 12/14 1/21 2/22		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ

	委任前弁護団会議 差止請求訴訟及び消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)	4/11 5/14	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	エーチームアカデミー差止請求訴訟(提訴2018/5/16)				その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	裁判期日(第1回) (第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第6回)	7/3 9/10 10/31 12/7 2/5 3/11	千代田区 東京地裁	6 6 6 6 6 6		
	委任後弁護団会議(差止請求訴訟提起後の弁護団会議)	9/5 9/13 10/3 10/16 12/27 1/23 3/20	千代田区 主婦会館 プラザエフ または 弁護士会館	6 6 6 6 6 6 6		
(3)被害回復関係業務を実施する事業	東京医大被害回復訴訟(共通義務確認訴訟の提起2018/12/17)				その成果は、特定多数の消費者に及ぶ	575千円
	裁判期日(第1回)	2/22	千代田区 東京地裁	10		
	委任後弁護団会議(共通義務確認訴訟提起後の弁護団会議)	3/12	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5		
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/23 5/30 7/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 4 3	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	3,514千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れの検討に加えて、消費者裁判手続特例法の請求の要否も検討した。	(第1検討チーム) 4/25 5/24 6/19 7/2 7/23 8/31 10/1 11/8 12/17 2/4 3/5		9 9 9 9 10 9 10 9 8 9 10		

	(第2検討チーム) 4/20 5/21 6/27 7/30 9/5 10/3 11/12 12/6 1/31 2/25 3/25		9 9 9 11 11 11 10 11 11 11 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、消費者裁判手続特例法で対応できるか否か要検討のものについて、調査・協議を行い、被害回復に係る要請書等を検討した。そして、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(建築請負) 10/23 1/7 3/7 (保険・医大) 9/5 10/15 11/21 1/18 2/21		4 5 5 9 9 10 10 10		
特定認定制度活用準備チーム 情報提供された事案のうち、消費者裁判手続特例法で対応できるか否か要検討のものについて、調査・協議を行い、被害回復に係る要請書等を検討または、分野別検討チームに配点した。	4/20 5/22 6/18 7/17 8/28 9/26 10/25 11/22 1/21 2/21 3/27		12 15 13 16 13 10 13 13 12 13 12		
被害情報対応委員会 検討チームまたは特定認定制度活用準備チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	4/5 4/25 6/25 7/26 9/3 10/3 11/5 11/28 1/31	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 9 9 8 10 10 11 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
委任前弁護団会議 被害回復訴訟提起に向けた準備を行った。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)	(建築請負事案) 11/2 12/13 2/8 3/6 (東京医大事案) 12/7	千代田区 主婦会館 プラザエフ又は弁護士会館	6 6 6 6 5	その成果は、特定多数の消費者に及ぶ	

		(情報商材 事案) 8/31 9/21 10/31 11/26 12/21 1/15		6 6 6 6 6 6		
(4) 消費者被害の調査・研究事業	平成30年秋の適格消費者団体連絡協議会(案内、参加集約、当日事務対応、交通費清算等を受託)	9/8	品川区 国民生活センター	10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,451 千円
	消費者被害の実態調査業務(南関東)を受託		千代田区 主婦会館 プラザエフ		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,836 千円
	情報提供受付業務	7/23~2/28		8		
	専門家会議(前月に受け付けた情報について、専門家の分析を行った事案、事務局で整理した事案について、法律関係、差止請求及び被害回復の可能性について検討)	9/5 9/19 10/2 11/2 12/11 1/9 2/20 3/12		9 9 7 7 8 10 10 8		
(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	—	—	—	—	0 千円
(6) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	不特定多数の消費者及び当法人会員	368 千円
	総会記念シンポジウム「集団的消費者被害回復の取り組みの状況と課題」	6/8	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は64名	226 千円
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」	7/25	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	事業者を中心にのべ30名参加	285 千円
	「景品表示法実務対応のポイント」	2/26		6		
(8) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0 千円
(9) 政策提言事業	「消費者契約法改正案への要望書」を衆議院消費者問題特別委員会委員に送付	5/8	千代田区 当法人事務所等	2	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	0 千円
	「消費者契約法施行規則、ガイドラインへの意見」を消費者庁に送付	9/13		2		

(10) その他事業	特段の事業活動を実施していない	-	-	-	-	0 千円
------------	-----------------	---	---	---	---	---------

2018年度 活動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員 団体A 受取会費	1,600,000	
正会員 団体B 受取会費	110,000	
正会員 個人 受取会費	1,150,000	
協力会員 受取会費	187,000	
賛助会員 受取会費	9,600,000	12,647,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	211,000	211,000
3 受取助成金		
消費者スマイル基金助成金	250,000	250,000
4 事業収益		
消費者志向経営セミナー 事業収益	241,000	
適格消費者団体連絡協議会受託事業	3,992,106	
消費者被害の実態調査受託事業	4,524,629	8,757,735
5 その他収益		
諸謝金	1,018,900	
受取利息	86	1,018,986
経常収益計		22,884,721
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
事務人件費	4,819,759	
福利厚生費	1,000,156	
人件費計	5,819,915	
(2) その他経費		
会議費	5,759,210	
通信運搬費	150,631	
消耗品費	4,637	
賃借料	427,136	
印刷費	674,822	
調査研究費	10,830	
渉外費	1,923	
委託費	1,696,210	
租税公課	127,325	
雑費	46,872	
その他経費計	8,899,596	
事業費計		14,719,511
2 管理費		
(1) 人件費		
事務人件費	2,254,500	
福利厚生費	648,986	
人件費計	2,903,486	
(2) その他経費		
会議費	588,247	
旅費交通費	115,620	
通信運搬費	284,903	
消耗品費	266,504	
賃借料	82,731	
印刷費	53,911	
調査研究費	86,357	
渉外費	81,600	
委託費	328,402	
租税公課	2,750	
雑費	16,110	
その他経費計	1,907,135	
管理費計		4,810,621
経常費用計		19,530,132

			3,354,589
III 当期經常増減額			
經常外収益			
基本財産受取利息	601		
經常外収益計		601	
IV 經常外費用			
經常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			3,355,190
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			3,285,190
前期繰越正味財産額			27,633,000
次期繰越正味財産額			30,918,190

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2019年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1.流動資産			
基本財産(預金)	10,167,447		
運用財産			
現金	159,651		
預金	12,365,982		
商品券	45,000		
未収金	8,516,735		
貯蔵品	60,851		
差止請求関係業務特定資産	1,000,000		
流動資産合計		32,315,666	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			32,315,666
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	190,272		
預り金	245,204		
前受金	512,000		
流動負債合計		947,476	
2.固定負債			
長期借入金	450,000		
固定負債合計		450,000	
負債合計			1,397,476
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		27,633,000	
当期正味財産増加額		3,285,190	
正味財産合計			30,918,190
負債及び正味財産合計			32,315,666

2018年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日公表、2011年11月20日一部改正)によつています。
2. 会計方針の変更
貯蔵品管理を開始
2017年度まで、切手及び印紙の代金については購入時にそれぞれ、通信運搬費及び租税公課に計上していました。しかし、被害回復訴訟に係る業務の開始に伴い、個別訴訟に要した費用を正確に把握する必要が生じた為、2018年10月度より切手及び印紙については、貯蔵品として管理し、使用時に各費用に計上することとしました。
3. 事業別損益の状況 添付[資料1]参照 ※経常費用内訳:事業費が管理費を上回っています。
4. 使途等が制約された寄附金等の内訳
今年度は、使途等が制約された寄附金等の受入れはございません。
5. 基本財産の取り扱いについて
基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産です。そのため、定款においても理事会・常任理事会の議決を経なければ、取りくずすことができない旨規定しています。そのような性格をふまえ、2015年度までは固定資産として計上していました。取りくずしの際のルールは変更しませんが、被害回復関係業務を実施するにあたり訴訟費用の立替が生じるため、臨機に取り崩しの必要性も生じうるとの事情変更から、2016年度決算からは流動資産として計上するように変更しました。
当法人の正味財産は30,918,190円ですが、そのうち基本財産は10,167,447円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,166,846	601	0	10,167,447	

6. 特定資産の計上
被害回復関係業務の業務量が増える傾向にあり、一方で差止請求関係業務も一定の業務量を確保する必要があることから、差止請求関係業務に充てる特定資産を100万円計上することとしました。
7. 借入金の増減内訳
借入先 東京都 借入の目的 被害回復訴訟費用への充当

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	0	450,000	0	450,000

8. 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が100万円以内であるため記載していません。
なお、各科目ごとの役員等との取引の額は下表のとおりです。

科目	財務諸表に計上された額	内、役員との取引	内、近親者、支配法人との取引
(活動計算書) 事業費 会議費	5,759,210	1,370,754	0
(活動計算書) 事業費 委託費	1,696,210	197,096	0
活動計算書計	7,455,420	1,567,850	0

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- ・ 事業費と管理費の按分方法
 - (1) 事務人件費・賃借料・印刷費（コピー代）・福利厚生費（年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料）を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。（添付〔資料2〕-1、〔資料2〕-2参照）
 - (2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費（コピー代）、福利厚生費（年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料）の事業ごとの配賦について業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。（添付〔資料2〕-3参照）
 - (3) いくつかの事業にまたがる会議に係る費用を各事業毎に区分する基準については、添付〔資料3〕参照。

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録
2019年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金額 (単位:円)	
I 資産の部		
1.流動資産		
基本財産(中央労金)	10,167,447	
運用財産		
現金 現金手許有高	159,651	
普通預金(三井住友銀行) (内100万円は差止請求関係業務特定資産)	5,661,119	
郵便総合口座	73,644	
郵便振替口座 ①	7,631,219	
郵便振替口座 ②	0	
商品券	45,000	
未収金	8,516,735	
貯蔵品(郵便切手、収入印紙)	60,851	
流動資産合計		32,315,666
2.固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		32,315,666
II 負債の部		
1.流動負債		
未払い金	190,272	
預り金 所得税等	245,204	
前受金 2019年度会費 5件	512,000	
流動負債合計		947,476
2.固定負債		
長期借入金(東京都より被害回復訴訟費用の借入)	450,000	
固定負債合計		450,000
負債合計		1,397,476
正味財産		30,918,190

上記は、財産目録に相連ない。

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 和田 寿昭

[資料1] <2018年度 特定非営利活動に係る事業別損益の状況>

	不当な約款等の是正	差止請求関係業務に係る事業等	被害回復関係業務に係る事業等		消費者被害の調査・研究事業		消費者に対する啓発事業		事業者に対する啓発事業	政策提言事業	その他必要な事業	事業部門計	管理部門計	合計	
			東京医大訴訟	その他	平成30年秋適格消費者団体連絡協議会	消費者被害の実態調査業務	ホームページ運営	公開学習開催							消費者志向経営セミナー
I 経常収益															
受取会費												0	12,647,000	12,647,000	
受取寄附金												0	211,000	211,000	
受取助成金		250,000										250,000		250,000	
事業収益					3,992,106	4,524,629			241,000			8,757,735		8,757,735	
諸謝金													1,018,900	1,018,900	
受取利息												0	86	86	
経常収益計	0	250,000	0	0	3,992,106	4,524,629	0	0	241,000	0	0	9,007,735	13,876,986	22,884,721	
II 経常費用															
事務人件費	708,500	854,656	21,389	1,256,585	103,379	1,761,177	0	21,389	92,684			4,819,759	2,254,500	7,074,259	
福利厚生費	197,746	238,539	5,970	350,720	28,854	146,488	0	5,970	25,869			1,000,156	648,986	1,649,142	
会議費	619,030	720,495	0	1,405,411	1,835,223	868,676	0	193,458	116,917			5,759,210	588,247	6,347,457	
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	115,620	115,620	
通信運搬費	3,687	69,261	6,000	38,240	5,738	2,531	0	522	24,652			150,631	284,903	435,534	
消耗品費	0	0	0	402	4,235	0	0	0	0			4,637	266,504	271,141	
賃借料	92,376	111,432	2,788	163,836	13,479	28,352	0	2,789	12,084			427,136	82,731	509,867	
印刷費	53,362	66,870	1,611	94,643	427,544	16,378	0	1,611	12,803			674,822	53,911	728,733	
調査研究費	105	2,415	0	8,310	0	0	0	0	0			10,830	86,357	97,187	
渉外費	962	961	0	0	0	0	0	0	0			1,923	81,600	83,523	
委託費	66,828	615,724	486,000	160,458	0	0	367,200	0	0			1,696,210	328,402	2,024,612	
租税公課	250	40,520	50,000	34,355	200	2,000	0	0	0			127,325	2,750	130,075	
雑費	0	1,728	1,296	648	32,400	10,152	432	216	0			46,872	16,110	62,982	
経常費用計	1,742,846	2,722,601	575,054	3,513,608	2,451,052	2,835,754	367,632	225,955	285,009	0	0	14,719,511	4,810,621	19,530,132	
当期経常増減額	-1,742,846	-2,472,601	-575,054	-3,513,608	1,541,054	1,688,875	-367,632	-225,955	-44,009	0	0	-5,711,776	9,066,365	3,354,589	

[資料 2]-1

1. 事業費と管理費の区分の基準

(1) 事務人件費（いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。）

委託事業のために臨時に雇用した者の人件費は当該事業に直接計上しています。）

従事時間割合に近似にするために、主に従事している業務の性格によって、以下のように区分します。

区分	内容
事業費	差止請求・被害回復・情報受付担当の全額
管理費	経理・庶務担当の全額

(2) 福利厚生費のうち:年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料について

(いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。）

委託事業のために臨時に雇用した者の人件費は当該事業に直接計上しています。）

事務人件費に準ずる性格であり、上記事務人件費と同じ区分とします。

(3) 賃借費（主にOA機器の賃借料）

業務量割合に近似にするため、下記会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

区分	内容
事業費 (合計 229.75h)	検討事案選定会議 (3回 5.5h) 常設検討チーム<第1・第2> (22回 41.5h) 分野別検討チーム (44回 70.75h) 特定認定制度活用準備チーム (11回 22.25h) 被害情報対応委員会 (9回 27.25h) 委任前弁護士会議 (13回 22h) 委任後弁護士会議 (8回 10h) 平成30年秋適格消費者団体連絡協議会 (1回 7.25h) 専門家検討会議<委託事業> (8回 15.25) 公開学習会・総会記念シンポジウム (1回 1.5h) 消費者志向経営セミナー (2回 6.5h)
管理費 (合計 44.5h)	通常総会 (1回 1h) 理事会 (11回 23h) 監事監査 (1回 1.5h) 月次事務局会議 (10回 19h)
総計 274.25h	

(4) 印刷費のうちコピー代

業務量割合に近似にするため、賃借料同様会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

[資料2]-2 事業費・管理費 区分明細

	金額	備考
事務人件費／事業費	4,819,759	差止請求・被害回復・情報提供受付担当分+事業費直接計上分1,543,725円
事務人件費／管理費	2,254,500	経理・庶務担当分
小計	7,074,259	
福利厚生費／事業費	1,000,156	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(差止請求・被害回復・情報提供受付担当分)+事業費直接計上分85,796円
福利厚生費／管理費	648,986	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(経理・庶務担当分)+その他福利厚生費54,164円
小計	1,649,142	
賃借料／事業費	427,136	会議時間 222.5時間分
賃借料／管理費	82,731	会議時間 44.5時間分
小計	509,867	
印刷費／事業費	674,822	コピー関連費用(会議時間 222.5時間分)+事業費直接計上分428,080円
印刷費／管理費	53,911	コピー関連費用(会議時間 44.5時間分)+団体紹介リーフレット6,120円
小計	728,733	

[資料2]-3 消費者機構日本2018年度 事業費配賦明細

事業(大)	事業(小)	各事業の主要会議	時間	事務人件費	福利厚生費	賃借料	印刷費	
(1) 不当な約款等の是正事業		検討事案選定会議	1.3750	49.69	708,500	197,746	92,376	53,362
		常設検討チーム	10.3750					
		分野別検討チーム	31.1250					
		被害情報対応委員会	6.8125					
(2) 差止請求関係業務		検討事案選定会議	1.3750	59.94	854,656	238,539	111,432	64,370
		常設検討チーム	10.3750					
		分野別検討チーム	31.1250					
		被害情報対応委員会	6.8125					
		委任前弁護団会議	1.7500					
		委任後弁護団会議	8.5000					
		-	直接計上分					
(3) 被害回復関係業務 中	①東京医大訴訟	委任後弁護団会議	1.5000	1.50	21,389	5,970	2,788	1,611
		検討事案選定会議	2.7500					
	②その他	常設検討チーム	20.7500	88.13	1,256,585	350,720	163,836	94,643
		分野別検討チーム	8.5000					
		特定認定制度活用準備チーム	22.2500					
		被害情報対応委員会	13.6250					
		委任前弁護団会議	20.2500					
(4) 消費者被害の調査・研究事業	①連絡協議会	平成30年秋適格消費者団体連絡協議会	7.2500	7.25	103,379	28,854	13,479	7,786
		-						
		直接計上分	0	0	0	419,758		
	②実態調査業務	専門家検討会議	15.2500	15.25	217,452	60,692	28,352	16,378
-								
	直接計上分	1,543,725	85,796	0	0			
(5) 被害者への支援事業	-	-	-	-	-	-	-	
(6) 消費者に対する啓発事業	①ホームページ運営	-	-	-	-	-	-	
	②総会記念企画	総会記念シンポジウム	1.5000	1.50	21,389	5,970	2,789	1,611
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー	消費者志向経営セミナー	6.5000	6.50	92,684	25,869	12,084	6,981
		-						
		直接計上分	0	0	0	5,822		
(8) 事業者自主ルール等への提言	-	-	-	-	-	-	-	
(9) 政策提言事業	-	-	-	-	-	-	-	
(9) その他必要な事業	-	-	-	-	-	-	-	
合計			229.7500	229.75	4,819,759	1,000,156	427,136	674,822

【資料3】2018年度 いくつかの事業にまたがる会議の費用（事業費）に関する事業ごと経理区分

事業（大）	事業（小）	会議名	経理区分
(1) 不当な約款等の是正事業		検討事案選定会議	経費の4分の1を計上（(2) (3) と按分）
		常設検討チーム	経費の4分の1を計上（(2) (3) と按分）
		分野別検討チーム（差止請求に係るもの）	経費の2分の1を計上（(2) と按分）
		被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上（(2) (3) と按分）
(2) 差止請求関係業務を実施する事業		検討事案選定会議	経費の4分の1を計上（(1) (3) と按分）
		常設検討チーム	経費の4分の1を計上（(1) (3) と按分）
		分野別検討チーム（差止請求に係るもの）	経費の2分の1を計上（(1) と按分）
		被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上（(1) (3) と按分）
		委任前弁護団会議	※準備する訴訟の請求内容に応じて判断
		委任後弁護団会議	当該事案に係る会議費用の全額
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	①東京医大訴訟	委任後弁護団会議	当該事案に係る会議費用の全額
	②その他	検討事案選定会議	経費の2分の1を計上（(1) (2) と按分）
		常設検討チーム	経費の2分の1を計上（(1) (2) と按分）
		特定認定制度活用準備チーム	経費の全額を計上
		被害情報対応委員会	経費の2分の1を計上（(1) (2) と按分）
		委任前弁護団会議	※準備する訴訟の請求内容に応じて判断

平成30年度年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

特定非営利活動法人 消費者無機構日本

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた 期間
理事 (会長)	ナカヤマ ヒロコ 中山 弘子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (代表理事・ 理事長)	ワダ トシアキ 和田 寿昭		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (代表理事・ 副理事長)	ササキ ユキタカ 佐々木 幸孝		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (副理事長)	アオヤマ リエコ 青山 理恵子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (副理事長)	マツオカ マリノ 松岡 万里野 (通称長見万里野)		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	ナカノ カズコ 中野 和子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	ユイネ タエコ 唯根 妙子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	フクナガ ケイコ 福長 恵子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (専務理事)	イソベ コウイチ 磯辺 浩一		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年月日 ～年月日

事業報告用

理事	イワタ シュウ 岩田 修		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ウラゴウ ユキ 浦郷 由季		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	オオタニ セイコ 大谷 聖子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	オオトミ ナオキ 大富 直輝		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	コウラ ミチコ 小浦 道子		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ゴトウ マキノリ 後藤 卷則		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	サトウ ヒロコ 佐藤 博子 (通称 笹川博子)		H29年4月1日 ～H30年6月8日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	スゲナミ チカコ 菅波 睦子 (通称 二村睦子)		H30年6月8日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	セト カズヒロ 瀬戸 和宏		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ナガタ ミキ 長田 三紀		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ミヤギ アキラ 宮城 朗		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	イナムラ アツシ 稲村 厚		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	ワタナベ エリコ 渡邊 英里子 (通称首藤英里子)		H30年4月1日 ～H31年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

平成31年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

	氏名	住所又は居所
1	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 代表者 河上 正二	
2	日本生活協同組合連合会 代表者 本田英一	
3	一般財団法人 日本消費者協会 代表者 松岡万里野	
4	中山 弘子	
5	和田 寿昭	
6	佐々木 幸孝	
7	青山 理恵子	
8	松岡 万里野	
9	中野 和子	
10	唯根 妙子	
11	福長 恵子	
12	磯辺 浩一	